

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

入札監視委員会（第65回）議事概要

開催日時		令和8年（2026年）7月27日（月）14:00	
場所		下関市役所本庁舎西棟5階大会議室	
委員		秋森 和也（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭）	
審査対象期間		令和7年10月1日 ～ 令和8年3月31日	
審査対象総件数		220件	（抽出工事名称）
及び 抽出 事 案	審査 対象 件 数	一般競争入札 159件	吉見ポンプ場改修整備工事（電気設備工事）
			令和7年度 沼川河川改修工事
	随意契約	61件	下関漁港南風泊地区高度衛生管理型荷さばき所ピット整備工事
議事事項		総合評価方式を適用する工事の落札者決定基準について	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等		別紙のとおり	
指名停止措置の運用状 況報告		5件5者	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容		特になし	

別紙

意見・質問	回答
吉見ポンプ場改修整備工事(電気設備工事)	
予定価格超過の事業者はもうこの時点で資格を失うということなのか。またその事業者に理由を開示するのか。	今回は他に予定価格内の業者がいるため、この時点で資格を失うこととなる。結果は落札決定後に公表しているため、どなたでも確認できる形になっている。また、評価調書についても「予定価格超過」という形で出しているので、入札された業者も当然把握をしている。
地理的条件について、エリア分けと点数はどうなっているのか。	エリアを旧下関市と旧豊浦郡4町の2つに分けており、工事を行うエリアと同じエリアに本店所在地がある業者が2点となっている。今回、工事を施工する場所が旧下関市内なので、旧下関市内に本店がある業者が2点、それ以外の市内業者が1点という考え方である。
指定金額は事前に参加業者に知らせるのか。	公告の評価基準のところに掲載をしている。
「一抜け方式の適用」について説明してほしい。	同一工種、同一規模の設計金額の工事を、同一公告・同一開札日で複数発注した場合に、落札する業者が偏らないように、上位の工事を落札した業者は下位の工事の方を落札できないようにする制度。 基本的には設計金額が高い方を上位の工事に設定している。

令和7年度 沼川河川改修工事	
今回の改修工事は、今後の予防のための工事ということだが、今年の5月から水防法が改正されたことを踏まえてのことなのか。 既設の護岸を使ってそのまま50センチ上げたということか。 50センチの嵩上げで浸水被害が防げるのか。 工期延伸の原因は何か。 入札結果について、1回目で3社とも同金額で、かつ最低制限価格と同じ価格になっており、最終的には抽選で業者が決まっているが、たまたまなのか。それとも、よくあるケースなのか。	水防法の絡みではなく該当地で過去に浸水したためである。 既設の護岸は取り壊し大型ブロックを新設している。今回、右岸左岸すべての護岸工事を行っている。 橋梁の高さを護岸の高さに決めており浸水を防げると考えている。 農作物を植える時期と重なることと、工事用道路のルートに問題があったことが原因である。 予定価格の積算の方法が公共の積算基準に基づいており、単価についても公表されている公共単価を積み上げたものであること、業者の積算システムの機能向上、業者自体の積算能力向上もあり、市の予定価格と同じ価格を積算できることが多い。また、市も最低制限価格の設定率や計算式について公表しているため、このような結果になることは多い。

下関漁港南風泊地区高度衛生管理型荷さばき所ピット整備工事	
最初から本体工事の中にこれを入れて工事発注するということはできなかったのか。最終的には他の業者はなかなか入りにくいのではないか。最初から入れておけば安くできるし、工期も対応できると思うがどうか。	そういう考えもあると思う。一方で、例えば外構工事や周辺の工事についての分離発注を推進しているところもあり、当時は建物と切り離して、外構に近いところについては分離発注という形を検討させてもらったという経緯がある。
工期が当初の計画の倍以上伸びている理由を教えてください。	本体の建築主体工事が、資機材調達等の関係等で、工期が遅れている。足場を撤去しないと今回の工事ができないため、このピット工事が遅れている。工期自体は当初の工期と同じぐらいの期間を想定している。
1回目の見積り合わせが予定価格超過のため不調ということだが、1回目と2回目で、毎回同じ業者に見積り合わせをするのか、全く別なのか。また、この3社が選ばれた理由なども教えてください。	初めに市内のB等級、C等級の業者を対象に一般競争入札を行ったところ、その入札において参加申請者がいなかったため、随意契約するにあたっては、まずA等級の業者で検討し、本体工事を行っている共同企業体の代表と構成員を選定した。また、所在地等を踏まえて彦島の業者を選定したものの。その結果、1回目の見積り合わせでは予定価格超過となったため、一部設計を見直して2回目の見積り合わせを行った。2回目については、設計金額を見直したこともあり、1回目で最も金額が低かった業者は引き続き選定し、残りの2者は彦島の業者で総合評点の高い者から選定した。

審 議	
抽出事案 3 件について、特段の意見等なし	
意見・質問	審議結果、回答
総合評価方式を適用する工事の落札者決定基準について	
(審議) 特段の意見等なし 総合評価方式を実施する工事の落札者決定時に、改めて下関市入札監視委員会の意見を聴く必要があるか、それとも改めて意見を聴く必要はないとするか。	総合評価方式を実施する工事の落札者決定時に下関市入札監視委員会の意見聴取を行うこととする。